

令和6年度

指定管理者監査結果報告書

(社会福祉法人 療育・自立センター)

寝屋川市監査委員

指 定 管 理 者 監 査

1 監査の目的

指定管理者監査を実施することにより、本制度の目的が適切に達成されているかどうかについて検証し、更に制度導入効果の向上が図られることを目的とする。

2 監査の対象

(1) 指定管理者

社会福祉法人 療育・自立センター

(2) 公の施設

寝屋川市立療育・自立センター（5施設）

あかつき園

ひばり園

第2ひばり園

あかつき・ひばり歯科診療所

あかつき・ひばり療育相談室

(3) 所管課

こども部 子育て支援課

3 監査の範囲

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の社会福祉法人 療育・自立センターに行わせた令和5年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象として実施した。

また、所管課の指定管理に係る事務についても監査の対象とした。

4 監査の期間

令和6年10月1日から令和7年3月27日まで

5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、寝屋川市監査委員監査基準に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類の照合、点検、計数確認などを行うとともに、指定管理者及び所管課への実地監査及び聴き取りの方法により実施した。

- (1) 指定管理者の指定の手続について
- (2) 協定書及び年度協定書の締結について
- (3) 協定書及び仕様書に基づく業務の実施について
- (4) 利用申請について
- (5) 利用料金の収納手続について
- (6) 利用料金の減免及び還付について
- (7) 現金の管理について
- (8) 住民の平等利用の確保のための方策について
- (9) 施設の安全対策について
- (10) 公の施設の管理に係る関係法令等の遵守について
- (11) 経営状況について
- (12) 経費節減方策について
- (13) 個人情報管理について
- (14) 経営における関係法令等の遵守について
- (15) 職員体制、研修について
- (16) 利用者へのサービス向上のための具体的な方策について

6 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称等

社会福祉法人 療育・自立センター

大阪府寝屋川市大谷町7番1号

理事長 白井 舒久

- (2) 選定方法

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項及び寝屋川市立療育・自立センター条例（以下「センター条例」という。）

第10条の規定に基づき選定。

(3) 指定の議決（監査対象年度を含む期間及び現在の期間）

ア 平成30年12月市議会定例会

イ 令和5年12月市議会定例会

(4) 指定の期間（監査対象年度を含む期間及び現在の期間）

ア 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）

イ 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

7 施設の概要

(1) 名称

寝屋川市立療育・自立センター（療育施設）（以下「あかつき園等」という。）

あかつき園

ひばり園

第2ひばり園

あかつき・ひばり歯科診療所

あかつき・ひばり療育相談室

(2) 所在地

大阪府寝屋川市大谷町6番1号

(3) 指定管理者が行う業務

ア 寝屋川市立療育・自立センター条例第7条に規定する利用契約の締結に関する業務

イ 管理する施設及びその附属設備の維持管理に関する業務

ウ 上記ア、イに掲げるもののほか、管理する施設の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(4) 施設

ア 開設 昭和48年5月

イ 構造 鉄筋コンクリート造

ウ 階数 平屋建

エ 敷地面積 4,048㎡

オ 延床面積 1,414.61㎡

カ 施設内容 保育室（11室）、遊戯室（2室）、保健室（診察室）、調理室、機能訓練室、作業療法室、言語訓練室、聴力検査室、新作業療法室、歯科診療室、温水プール、屋外プール、多目的室、観察室、相談室、保護者控室、事務室、駐車場 等

8 利用の状況

昭和48年5月にあかつき園及びひばり園が開設され、昭和55年6月に第2ひばり園が開設された。平成26年度から指定管理者制度に基づき運営しており、導入当初から、社会福祉法人 療育・自立センター（以下「療育・自立センター」という。）が指定管理者である。

児童発達支援センター（あかつき園、ひばり園、第2ひばり園）の園児数、あかつき・ひばり歯科診療所の利用者数、あかつき・ひばり療育相談室の相談実績の5年間推移は、表1から3までのとおりである。

表1 児童発達支援センターの園児数
(あかつき園、ひばり園、第2ひばり園)

各年度末在籍児数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
あかつき園	32	31	27	23	25
ひばり園	45	43	45	45	46
第2ひばり園	47	43	50	53	49
計	124	117	122	121	120
延べ利用者数	15,002	13,331	14,332	14,220	14,485

表2 あかつき・ひばり歯科診療所の利用者数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
治療人数	84	64	69	76	89
延べ治療人数	394	333	275	288	368

表3 あかつき・ひばり療育相談室の相談実績

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談人数	289	282	308	335	321
延べ相談人数	1,917	1,921	2,278	2,250	2,551

9 利用促進の状況

あかつき園等の事業内容は、寝屋川市の子育て支援課、保育課、寝屋川市教育委員会、大阪府立寝屋川支援学校等、庁内外の療育に関係する機関で構成するネットワークを通じて共有し、利用希望者に情報提供している。

療育施設と保育所等との併行通園の需要が増加傾向にある中、療育支援とともに育児上の相談や子どもへの関わり方の助言、発達・障害への理解促進などの保護者支援、保育所等に対する子どもへの関わり方や保育所等での生活のあり方への助言などの専門的な支援（保育所等訪問支援事業）、医療的ケア児や重度障害児への支援（居宅訪問型児童発達支援事業含む）、発達障害児への作業療法士による支援やリハビリの実施など、療育活動の量的充実のために職員の増員を行った。

さらに、事業所自己評価における保護者向けアンケート調査や保護者会の活動などを通して利用者の要望を把握し、サービスの向上や施設管理の改善に努めている。

なお、自主事業は行っていない。

10 収支の状況

令和5年度決算の内容は、表4のとおりである。

表 4 令和 5 年度決算（指定管理業務）

（単位：円）

内 容		決 算 額	予 算 額	差 引
収入	給付費等	240,139,628	226,247,000	13,892,628
	市委託料	219,898,000	219,616,000	282,000
	補助金	439,120	0	439,120
	預金利子	2,833	3,000	△ 167
	雑入	598,764	453,000	145,764
	その他	5,343,333	25,015,000	△ 19,671,667
小計（a）		466,421,678	471,334,000	△ 4,912,322
支出	人件費	373,538,655	395,582,000	△ 22,043,345
	常勤職員	335,521,740	358,601,000	△ 23,079,260
	非常勤職員	36,781,466	35,265,000	1,516,466
	福利厚生費	1,235,449	1,716,000	△ 480,551
	旅費	321,380	400,000	△ 78,620
	一般消耗品費	976,226	1,390,000	△ 413,774
	燃料費	137,601	150,000	△ 12,399
	食糧費	0	4,000	△ 4,000
	印刷製本費	516,398	750,000	△ 233,602
	光熱水費	8,129,091	8,270,000	△ 140,909
	修繕料	2,852,048	2,000,000	852,048
	賄材料費	5,006,339	5,250,000	△ 243,661
	医薬材料費	1,621,192	1,250,000	371,192
	電話料	772,530	850,000	△ 77,470
	郵便料	155,454	200,000	△ 44,546
	手数料	241,105	240,000	1,105
	保険料	889,260	933,000	△ 43,740
	委託料	44,983,339	45,300,000	△ 316,661
	使用料	11,600	20,000	△ 8,400
	賃借料	2,014,660	1,505,000	509,660
	備品購入費	6,554,956	4,100,000	2,454,956
公課費	285,447	110,000	175,447	
その他	17,174,564	3,030,000	14,144,564	
小計（b）		466,181,845	471,334,000	△ 5,152,155
収支額（a）－（b）		239,833	0	239,833

11 監査の結果

監査の結果を総合的にみると、事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

しかし、一部事務処理に適正を欠くものや、改善を要する事項があり、文書による指摘は3件であった。

なお、軽微な事項については、口頭で指摘をした（19件）。

(1) 療育・自立センターに対する指摘

ア 雑収入の収納手続について

雑収入の収納手続について、収入承認に関する書類が作成されておらず、理事長の決裁を受けていなかったため、社会福祉法人療育・自立センター経理規程（以下「経理規程」という。）第24条第1項の規定に基づき適切に対応されたい。

イ 支払の手続について

定例的な光熱水費、金融機関口座からの自動引落等支出の手続きについて、理事長の決裁を受けていなかったため、経理規程第27条第1項の規定に基づき適切に対応されたい。

(2) 子育て支援課に対する指摘

ア 指定管理者を指定したことの告示について

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第2項の規定に基づき、指定管理者の指定を行ったときは、速やかに、その旨を告示されたい。

12 むすび

検討・改善を要する事項は以上のとおりであるが、あかつき園等は、平成26年度から指定管理者制度に基づく運営を開始するまで、寝屋川市の直営であった。指定管理者制度移行当初は、寝屋川市からの運営支援職員も業務に当たっていたが、段階的に療育・自立センター職員に切り替えられ、現在は療育・自立センター職員のみにより運営されている。

直営時代の「療育水準の維持・向上と寝屋川市における療育システムとネットワークにおける役割をこれまでどおり果たすこと」という使命を全うするた

め、指定管理者Ⅰ期目（平成26年度～30年度）は、「療育水準の維持」と「療育システムとネットワークにおける役割を果たす」ための寝屋川市からの引継ぎを基本に、課題の達成に努めた。Ⅱ期目（平成31年度～令和5年度）は、療育・自立センター職員主体の運営、管理に移行し、「療育水準の維持・向上」へ、そして、より一層「地域への療育支援の体制」を強化して、児童福祉法の理念に基づく役割を果たすことにより、寝屋川市の障害児福祉の向上に貢献すべく取り組んできた。Ⅲ期目（令和6年度～10年度）の現在、令和6年4月に施行された改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、日々の通園療育の質向上だけでなく、当事者家族、関係者等の地域ニーズの高い発達巡回相談をはじめ保育所等訪問支援や併行通園等の地域療育支援の拡充に努め、併せて、障害児支援の中核的施設として障害児とその保護者・家族が安心して寝屋川市で暮らせる一助となるよう取り組まれている。

今後もあかつき園等の適正な管理運営に努めるとともに、児童福祉法及びセンター条例の理念、目的に則り、寝屋川市の障害児福祉の向上に貢献されたい。